

## いわき台配水池で発生した水道水の濁りによる損害補償について

令和7年3月7日（金曜日）午後11時頃から、いわき台地区（全域）、春日地区（一部）、聖和台地区（一部）で濁り水が発生し、水道をご使用の皆さまに多大なご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

対象地域の皆さまへ、令和7年4月7日付けで、「いわき台配水池で発生した水道水の濁りに係る水道料金・下水道使用料の減額について」お知らせしましたが、水道機器の点検等の費用に係る補償について、申請手続き等の準備が整いましたので、次のとおりご案内します。

### ○水道機器の点検等の費用に係る補償

**対象地域**：いわき台地区（全域）・春日地区（一部）・聖和台地区（一部）

**補償内容**：濁り水の発生により、機器の点検等でお客さまがご負担されました費用（裏面のとおり）  
・令和7年3月8日から令和7年4月7日までに実施した点検等が対象です。  
・補償金は、申請書の受付後、審査を行い6月末頃指定の口座に振込む予定です。

**申請方法**：同封した申請書（様式1）に記入のうえ、必要書類を添えて申請してください。  
申請書等は、企業団ウェブページからダウンロードすることもできます。  
<https://www.wsa-osaka.jp/suido/taishi/oshirase/index.html>  
申請書類は返却できませんのでご注意願います。

**受付方法**：①または②のいずれかの方法で受付いたします。

お手数ですが、①**郵送**による申請に、ご協力ください。

①**郵送**（郵便代金は、損害賠償とあわせて補償します。）

（宛先）〒583-0995 大阪府南河内郡太子町大字太子 353-1  
大阪広域水道企業団 南河内地域水道センター

※南河内地域水道センターは、お客さま駐車場が少なく、大変、混雑します。

②太子町役場環境農林課前に設置する**臨時の受付BOX**

（設置期間）令和7年4月16日(水) から 令和7年4月30日(水)

平日：  
9時～17時30分

**受付期間** 令和7年4月16日(水) から 令和7年5月30日(金) まで（当日消印有効）

（お問合せ先）平日 9時～17時30分  
大阪広域水道企業団 南河内地域水道センター  
〒583-0995 大阪府南河内郡太子町大字太子 353-1  
電話：0721-98-5536 ファックス：0721-98-4622